

	区民事務所における個人情報記載帳票の誤交付について
と き	3月20日（月）公表
<p>15日（水）、区民事務所において、マイナンバーカードの申請者50名の氏名と住所が記載された帳票を誤交付する事故が発生しました。なお、帳票にはマイナンバーは記載されておられません。</p> <p>今回の事故は、再交付を希望していた区民の方にマイナンバーカードを交付する際に、「マイナンバーカード利用のご案内」のパンフレットといっしょに誤って帳票を渡してしまったものです。</p> <p>今回の事案は、帳票を受け取った方および報道機関から情報提供があり、判明しました。帳票に記載された区民には、全員の方に謝罪するとともに、文書を送付します。</p> <p>区への信頼を失墜させる事態になりましたことは、真に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。事故の発生を重く受け止め、再発防止に向けて取り組んでまいります。</p>	

【経緯および今後の対応】

マイナンバーカードの交付については、交付時来庁方式では、受け取りの際、受付時に、本人確認を行うとともに「マイナンバーカード利用のご案内」のパンフレットをお渡しし、その後、交付窓口で暗証番号を設定のうえ、カードをお渡ししています。

15日（水）夕方、匿名のメールで「マイナンバーカードの申請者50名の氏名と住所が記載された帳票が区民事務所の窓口で渡された書類に紛れていた」との連絡があり、区では、区民事務所における帳票の状況等について確認を開始しました。また、20日（月）午前には、報道機関から同様の情報提供がありました。

区における確認の結果、15日（水）午後、区民事務所においてマイナンバーカードの再交付のお手続きをされた区民1名に、受付時に「マイナンバーカード利用のご案内」をお渡しする際、この方を含むマイナンバーカードの申請者50名の氏名と住所が記載された帳票を誤って交付したことが判明しました。なお、帳票にはマイナンバーは記載されておられません。

誤って帳票をお渡しした方に、謝罪するとともに帳票を回収させていただけるようお願いいたします。帳票に記載されている区民には、氏名および住所が記載されたものを誤って渡したことについて電話で謝罪するとともに、文書を送付します。

【原因および再発防止策】

この事案は、「マイナンバーカード利用のご案内」と帳票を同一のクリアファイル内に入れていたことが原因です。

区民事務所で、下記の対応を徹底します。

- ・帳票は、別の場所を指定して保管する。
- ・お渡しする書類について、複数の職員で確認する。

【問い合わせ】

練馬区 戸籍住民課 庶務係 電話 03-5984-2791